

○ 高知県版地域学校協働本部推進校での学校と地域による見守りの手順等について

(いじめや児童虐待対応で押さえておく基本事項)

○いじめの担当(支援責任者)は、学校である。

○児童虐待など要保護児童問題の担当(調整機関)は、市町村児童家庭相談担当部署(福祉事務所)と児童相談所である。

1. 【見守り体制1】地域の方々による普段の活動の中での見守り(地域学校協働本部の一般ボランティア・地域コーディネーター)

(1) 虐待かも?と心配する等の要保護児童ケース(黒潮町が調整機関)

①虐待等心配な状況を見聞きした。
虐待かな?心配だなど思った場合等

虐待かも?

②まず、黒潮町の児童家庭問題対応部署に連絡をする。(児福法第25条の通告義務)
黒潮町健康福祉課
Tel. 43-2116
③三浦小校長先生にも同じ連絡をする。
三浦小

黒潮町から学校へ

④黒潮町健康福祉課は、緊急受理事務会議を開催する。
⑤黒潮町健康福祉課は、該当小中学校に、通告情報を伝え、学校からの情報収集に入る。

黒潮町で調査認定へ

⑥黒潮町主導で、虐待かどうかの調査・認定等、ケース対応が進む。
⑦黒潮町健康福祉課で行政として虐待と認定するか判断する。

黒潮町から民生・児童委員へ見守り等の依頼へ

○ここからは、民生・児童委員による見守りを行う次のステージとなる。

⑧黒潮町が個別ケース検討会議を開催。(黒潮町が選定した民生・児童委員にも参加要請する)
⑨その中で、学校と民生・児童委員にやって欲しいこと(見守りの具体)を依頼する。

(2) いじめかも?と心配するケース(三浦小が支援責任者)

①子どもの中での何らかのトラブル等心配な状況を見聞きした。
いじめではないか?心配と思った場合等

いじめかも?

②三浦小の窓口の●●先生に連絡をする。
三浦小
Tel. 43-1114
(注意点)
・その日のうちにできる限り早く。
・学校は、連絡先と連絡方法を事前に周知徹底しておく。

校内体制の整備

③学校で、すぐ校長に報告する。
④管理職・関係教職員等による調査の進め方等の確認を行う。

学校で調査認定へ

⑤三浦小校内支援会で、いじめかどうかの調査・認定等、ケース対応を進める。
⑥学校としていじめと認定するか判断する。

学校から民生・児童委員への守り等の依頼へ

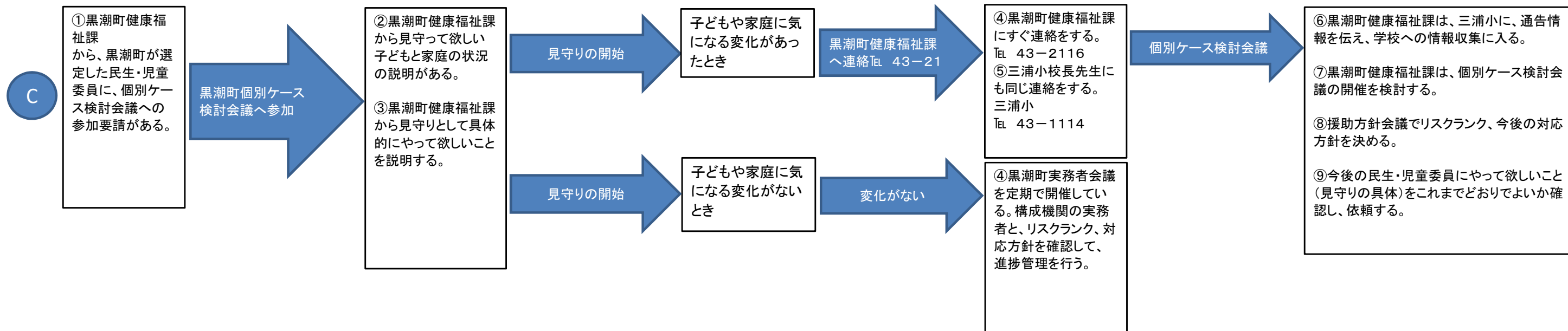
⑦校内支援会を開催。(三浦小で選定した民生・児童委員に参加要請する)
⑧その中で、民生・児童委員にやって欲しいこと(見守りの具体)を依頼する。

○この取組をスタートする前段の準備として、学校支援地域本部の活動に参加している一般ボランティアと地域コーディネーター、教員に学習会(説明)が必要。

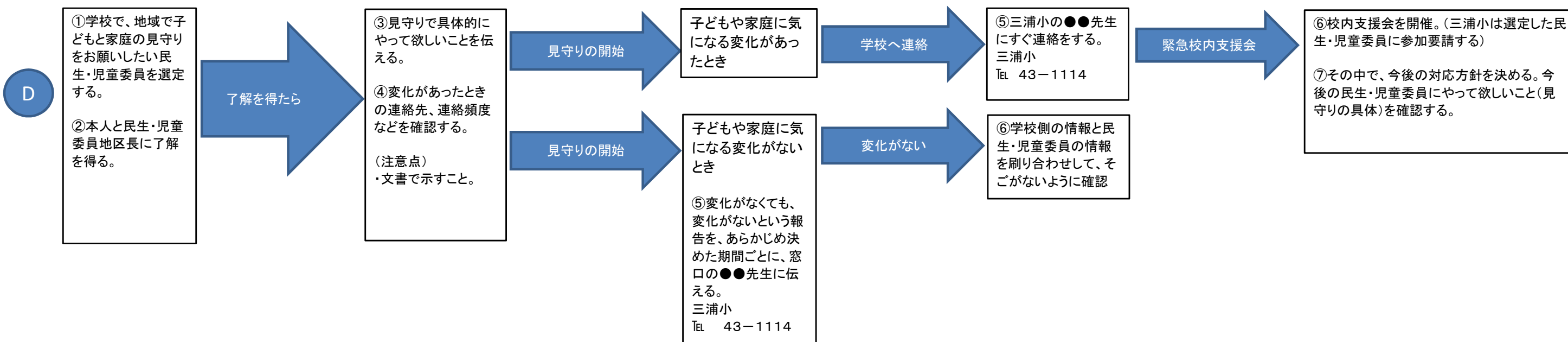
- ①学校の現状を説明(全体的ないじめ、虐待、不登校、暴力行為等問題行動等の状況)
- ②子どもたちへの関わり方(話の聞き方・声かけの仕方)・子どものサインへの気づき方
- ③発見から対応までの流れの説明(いじめへの対応とそれ以外の対応の違いを説明)
- ④対応の心得を説明

2. 【見守り体制2】民生・児童委員(主任児童委員)の方々による見守り

(1) 児童虐待と認定された要保護児童ケース(黒潮町が調整機関)



(2) いじめの事案など地域で見守ってもらいたい「いじめのケース」(三浦小が支援責任者)



○この取組をスタートする前段の準備として、学校支援地域本部の活動に参加している民生・児童委員(主任児童委員)と教員に学習会(説明)が必要。

①学校の現状を説明(全体的ないじめ、虐待、不登校、暴力行為等問題行動等の状況)

②子どもたちへの関わり方(話の聞き方・声かけの仕方)・子どものサインへの気づき方

③発見から対応までの流れの説明(いじめへの対応とそれ以外の対応の違いを説明)

④対応の心得を説明

(3項目の学習内容の追加)

⑤見守り活動について

⑥個人情報の取扱いについて

⑦守秘義務の遵守について